

養老町耐震改修促進計画

平成20年 3月 策定

令和 3年 3月 最終改定

目 次

はじめに

1 計画策定の経緯	-----	1
2 本計画の位置づけ	-----	1
3 地域防災における位置づけ	-----	2
4 本計画の位置づけ	-----	2

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

1 想定される地震の規模	-----	4
2 人的被害の想定	-----	7
3 建物被害の想定	-----	7
(1) 建物被害		
(2) 地震火災		

第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状	-----	9
(1) 住宅の耐震化の現状		
(2) 特定建築物の耐震化の現状		
2 建築物の耐震化の目標	-----	13
3 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標	-----	14
(1) 町有施設における耐震化		
(2) その他（民間）、防災拠点施設等における耐震化		

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 耐震化の課題	-----	16
2 役割分担の考え方	-----	16
(1) 町民・事業者の役割		
(2) 地域の役割		
(3) 町・県の役割		
3 実施する事業の方針	-----	17
(1) 事業の考え方		
(2) 実施する事業		
4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	-----	17
(1) 重点的に耐震化を図る地域		
(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路		
(3) 重点的に耐震化を図る建築物		
(4) より重点的に耐震化を図る建築物		
5 「命」を守るための多様な取組みの推進	-----	19

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 安心して耐震化が行える環境整備	-----	20
(1) 養老町建築物等耐震化促進事業		
(2) 自治会等との連携		
2 耐震化に関する啓発及び知識の普及	-----	22
(1) 相談体制の整備		
(2) 情報提供の充実		
3 地震時の建築物の総合的な安全対策	-----	24
(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策		
(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策		

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 所管行政庁との連携	-----	24
-------------	-------	----

第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

1 計画の推進体制	-----	24
-----------	-------	----

はじめに

養老町耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）第5条の規定に基づき、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成20年3月に策定し、平成29年3月に最終改定をした。

本計画は、第2期計画が満了することに伴い、引き続き耐震改修の促進を図るため改定する。

計画 及び 期間	策定 ・ 改定時期
第1期計画（H19～H27）	H20.3月 ・ H24.4月
第2期計画（H28～H32（R2））	H28.11月 ・ H29.3月
第3期計画（R3～R7）	R3.3月

1 計画策定及び改定の経緯

平成7年の阪神・淡路大震災では、地震により多数の人命が奪われ、その主たる原因は住宅・建築物の倒壊等によるものであった。国では、これらの教訓を踏まえて、計画の策定及び耐促法の制定をした。

その後、東北地方太平洋沖地震や熊本地震など大地震が頻発しており、大地震は、いつどこで発生してもおかしくない状況となっている。また、南海トラフ地震などの大規模な震災発生への切迫性も指摘され、その被害は甚大なものになると想定されている。

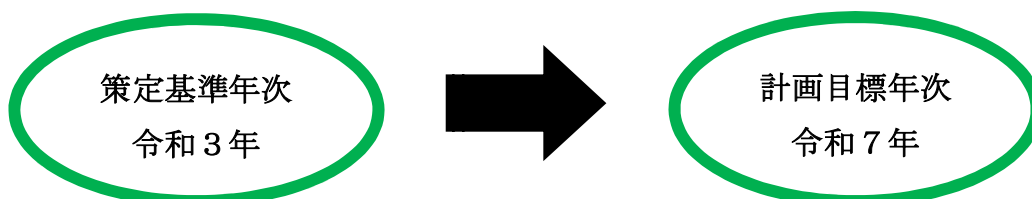
こうした中で、国の中央防災会議において、建築物の耐震改修は全国的に取り組むべき「社会全体の緊急課題」と位置づけられ、建築物の耐震化を推進するために、耐促法が平成18年1月に改正され、効果的かつ効率的な建築物の耐震診断及び耐震改修を実施することが求められるようになった。また、平成25年11月の改正では、耐震診断の義務付け対象となる建築物に対し、その所有者等が行う耐震診断等に係る負担軽減のため、緊急的・重点的な補助制度（耐震対策緊急促進事業）が創設された。

2 計画期間及び見直し

本計画が対象とする期間は、令和3年度～令和7年度までの5年間とする。

今後の国及び岐阜県（以下「県」という。）の国土強靱化施策や防災対策の推進状況などを考慮し、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行う。

ただし、計画期間中であっても、必要に応じて、計画の見直しを行うことができるものとする。なお、各計画の見直し時期や次期計画の策定などに所要検討を行い、本計画との整合を図る。



<見直しスケジュール>

期間	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
本 計 画	改定	5 年					5 年					
	改定	アクションプログラム										

3 本計画の位置づけ

耐震改修等の具体的な取り組みのあり方については、平成 18 年 1 月の耐促法の改正において、国が「建築物の耐震改修等の促進を図るための基本的な方針」を定めたことにより、建築物の耐震改修等に関する基本的施策の方向性が明確に示されている。

本町では、これらの法的根拠に基づき、国、県との連携を密にし、地域の実状に応じた建築物の耐震化の促進に関する施策を立案し、本町の建築物の耐震改修等の促進化を着実に推進するための指針となる計画として位置づけをしている。

4 地震防災における位置づけ

本計画は、以下の掲げる養老町の防災にかかる各計画との調和を図り、地震防災施策の一環として位置づけるものである。

- 本計画と調和を図る地震防災対策にかかる本町の計画

- ・ 養老町国土強靱化地域計画
- ・ 養老町地域防災計画

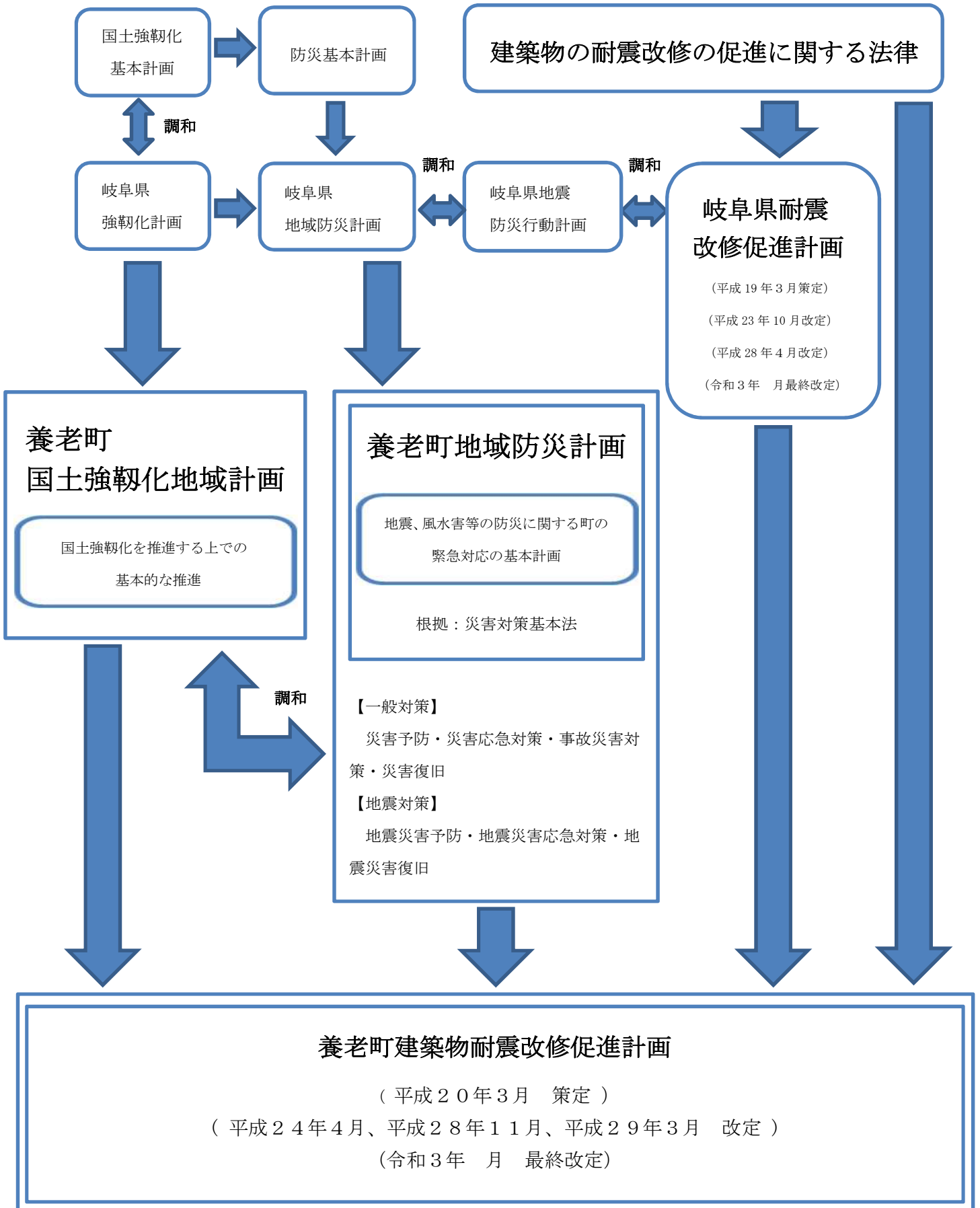
平成 27 年 9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において 17 の国際目標（SDGs※）揚げられた。

本計画に位置付ける取組みは、いずれも「持続可能なまちづくり」に資するものであることから、SDGs のうち、特に目標 11【住み続けられるまちづくりを】を目指した取組みを推進する。



※Sustainable Development Goals の略、2015 年の国連サミットで採択された 2030 年を期限とする先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

【養老町における防災対策体系図】



第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

本計画の被害想定は、平成23年度～24年度にかけて県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び、平成29年7月～平成31年2月にかけて県が実施した「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査」に基づくものである。

本町において影響が大きいと想定される災害の代表例は以下のとおりである。

- ① 内陸直下型地震（養老-桑名-四日市断層帯地震等）
- ② 海溝型地震（南海トラフ地震等）

【被災履歴】明治24年 濃尾地震

1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けた。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）で、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフ地震の発生の危険性が高まっている。

平成23年度～24年度にかけて県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」では、表1-1のとおり町内で特に大きな被害をもたらすと見られる南海トラフの巨大地震及び主要な4つの活断層による内陸直下型地震（阿寺断層系地震、跡津川断層地震、養老-桑名-四日市断層帯地震、高山・大原断層帯地震）を想定される地震としている。

平成29年7月～平成31年2月にかけて県が実施した「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査」では、平成28年熊本地震を踏まえて30年地震発生確率が不明と評価された断層帯や未実施の断層帯等について明らかにされている。本町における想定地震は表1-2のとおりである。

① 内陸直下型地震

本町において内陸直下型地震の中で最も影響のある養老-桑名-四日市断層帯は、ほぼ養老山地と濃尾平野の境界及び養老山地の南に続く丘陵地の東縁に沿って延びる長さ約60kmの断層帯である。

過去2千年間に2回活動したと推定され、過去約1万年間の平均活動間隔は1,400～1,900年であった可能性があり、活動度の高い断層帯であると評価されている。また、過去にマグニチュード8程度の大地震を繰り返し発生させたと推定されている。

今後30年以内の地震発生確率（令和3年1月1日時点、地震調査研究推進本部による）は、ほぼ0%～0.7%程度と予測されている。

【養老—桑名—四日市断層帯の活断層位置と調査地点※1】



参考：

注1) 「養老—桑名—四日市断層帯の活断層の評価」地震調査研究推進本部 地震調査委員会

2001年11月14日, 3ページ

② 海溝型地震

海溝型地震は、岐阜県で想定された東海、東南海、同複合東海地震の3つの組み合わせのケースを想定している。東海、東南海地震とは、駿河湾で発生する「東海」、愛知県沖から三重県沖で発生する「東南海」、潮岬沖から四国沖で発生する「南海」という3区分された地震の名称で、3つの地震が単独で起こる場合、東海・東南海が同時に起こる場合、3つが同時に起こったりすることもあるとされている。いずれも想定規模はマグニチュード8程度である。

今後30年以内の地震発生確率（令和3年1月1日時点、地震調査研究推進本部による）は、南海トラフ地震70～80%程度と予測されている。



表 1-1 想定される地震の規模 (H23-H24 年調査)

想定地震 \ 地震の規模	最大震度	最大 P L 値 [※]
南海トラフの巨大地震	5.93 (震度 6 弱)	51.28
阿寺断層系地震	4.97 (震度 5 弱)	3.95
跡津川断層地震	5.17 (震度 5 強)	11.19
養老-桑名-四日市断層帯地震	6.81 (震度 7)	58.84
高山・大原断層帯地震	5.01 (震度 5 強)	10.30

※ P L 値 (液状化指数) PL 値>15: 液状化の可能性が高い 5<PL 値≤15: 液状化の可能性がある

表 1-2 想定される地震の規模 (H29-H30 年調査)

想定地震 \ 地震の規模	最大震度	最大 P L 値 [※]
揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯	5.68 (震度 6 弱)	17.97
長良上流断層帯 (北側)	5.21 (震度 5 強)	12.06
長良上流断層帯 (南側)	4.93 (震度 5 弱)	2.33
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯	4.97 (震度 5 弱)	3.77
阿寺断層帯(北側)	4.99 (震度 5 弱)	6.76
高山・大原断層帯(南側)	4.48 (震度 4 以下)	0.00

※ P L 値 (液状化指数) PL 値>15: 液状化の可能性が高い 5<PL 値≤15: 液状化の可能性がある

【岐阜県周辺の想定地震の震源位置】

(参考) 県内主要断層帯における震度分布解析・被害想定調査



※ 活断層については、『(新編)日本の活断層-分布図と資料』(財)東京大学出版会発行)を転載した。

2 人的被害の想定

想定地震における本町の人的被害想定は、表 1-3 及び表 1-4 のとおりである。地震発生時間を冬の平日午前 5 時（多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能率が高い。）を想定している。

表 1-3 想定される人的被害（H23-H24 年調査）

（単位：人）

想定地震 \ 被害状況	人的被害				避難者数
	死者数	重傷者数	負傷者数	要救出者数※	
南海トラフの巨大地震	11	24	323	41	3,334
阿寺断層系地震	0	0	6	0	108
跡津川断層地震	0	0	24	0	563
養老-桑名-四日市断層帯地震	267	564	1,689	964	11,677
高山・大原断層帯地震	0	0	4	0	344

※要救出者数：倒壊した建物内に閉じ込められる人数

表 1-4 想定される人的被害（H29-H30 年調査）

（単位：人）

想定地震 \ 被害状況	人的被害				避難者数
	死者数	重傷者数	負傷者数	要救出者数※	
揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯	7	14	250	24	1677
長良上流断層帯（北側）	0	0	24	0	514
長良上流断層帯（南側）	0	0	3	0	27
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯	0	0	4	0	109
阿寺断層帯（北側）	0	0	4	0	196
高山・大原断層帯（南側）	0	0	0	0	0

※要救出者数：倒壊した建物内に閉じ込められる人数

3 建物被害の想定

想定地震における本町の建物被害想定は、表 1-5 及び表 1-6 のとおりである。焼失棟数については最も建物被害の大きい冬の午後 6 時（住宅等で火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）を記載している。

（1）建物被害

建物は、養老-桑名-四日市断層帯の場合、地質・地盤等の特性による液状化危険度が高いことにより 5,300 棟近くの建物が全壊すると予測される。

（2）焼失棟数

養老-桑名-四日市断層帯地震では、焼失棟数が概ね 74 件程度と予測されている。断層近傍で多くの出火件数並びに炎上出火※が予測される。

※炎上出火：初期消火できなかった出火

表 1-5 想定される建物被害 (H23-H24 年調査)

(単位:棟)

想定地震 \ 被害状況	建物被害		焼失
	全壊	半壊	
南海トラフの巨大地震	987	2,412	2
阿寺断層系地震	32	77	0
跡津川断層地震	180	377	0
養老-桑名-四日市断層帯地震	5,300	4,679	74
高山・大原断層帯地震	123	202	0

上記の算定では、地震動について、断層パラメーターや着目地点までの経路、表層地盤条件等に関する限られた情報に基づき予測されているため、大きな不確実性が含まれている。このため、揺れによる建物被害や人的被害等については、地震動の幅を見込み、最も大きな被害で想定されている。

表 1-6 想定される建物被害 (H29-H30 年調査)

(単位:棟)

想定地震 \ 被害状況	建物被害		焼失
	全壊	全壊	
揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震	439	1,548	0
長良上流断層帯(北側)	178	384	0
長良上流断層帯(南側)	7	25	0
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯	39	80	0
阿寺断層帯(北側)	75	134	0
高山・大原断層帯(南側)	0	0	0

第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

町内の建築年代別住宅数は、住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると表2-1（H25年度）及び表2-2（H30年度）のとおりである。

建築基準法の耐震基準が昭和56年6月1日に改正され、新耐震設計法が導入されたことから、これ以降に建築された建築物を「**新基準建築物**」、これより前に建築された建築物を「**旧基準建築物**」という。表中の「**新基準**」「**旧基準**」は、これを表す。

表2-1 建築年代別住宅数（H25年度）

（単位：戸）

建築年 \ 建物現況		総数	住宅の種類		構造				
			専用住宅	併用住宅	木造	防火木造	RC・SRC	鉄骨造	その他
旧 基 準	昭和45年以前	1,900	1,760	140	1,750	110	40	-	-
	昭和46年～55年	2,110	2,030	80	1,470	370	40	10	210
	小計	4,010	3,790	220	3,220	480	80	10	210
新 基 準	昭和56年～平成2年	1,870	1,820	50	1,410	320	120	20	-
	平成3年～12年	1,730	1,690	40	1,180	390	120	50	-
	平成13年～17年	600	590	20	310	220	60	10	-
	平成18年～22年	570	570	-	310	150	90	20	-
	平成23年～25年9月	130	100	20	50	70	-	-	-
小計	4,900	4,770	130	3,260	1,150	390	100	-	
合計		8,910	8,560	350	6,480	1,630	470	110	210
耐震性を満たす建築物		100							
耐震改修した建築物		70							

※ 複数回答の項目があり、合計数は一致しない場合がある

表2-2 建築年代別住宅数（H30年度）

（単位：戸）

建築年 \ 建物現況		総数	住宅の種類			構造	
			一戸建て	長屋建て	共同住宅	木造	非木造
旧 基 準	昭和55年以前	3,270	8,640	120	580	7,080	2,330
	昭和56年～平成30年9月	5,580					
合計		9,410					
耐震性が確保されていた建築物		330					

参考：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

「建築物の耐震化」・・・建築物の地震に対する安全性を確保すること。

「耐震化されている建築物」・・・新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たす建築物（以下「耐震性を満たす建築物」という。）及び耐震改修・建て替えにより耐震化した建築物。（以下「耐震化した建築物」という。）

「耐震化率」・・・「建築物の全数」に対する「耐震化されている建築物」の割合。

「耐震改修」・・・地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備をすること。

「耐震補強」・・・耐震改修のうち増築、改築を伴わない修繕若しくは模様替えをいう。

「建て替え」・・・耐震性が不十分な建築物を除却し、新築することをいう。

「耐震性が確認されていない建築物」・・・旧基準建築物のうち、耐震診断を行っていないもの、耐震診断結果から耐震性が不十分であるもの及び耐震改修が行われていないもの、いずれかに該当するものをいう。

図 2-1

住宅の耐震化の現状（H25 年度）

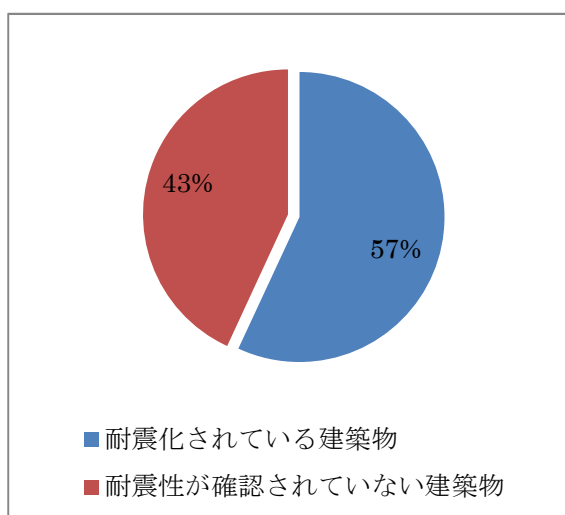
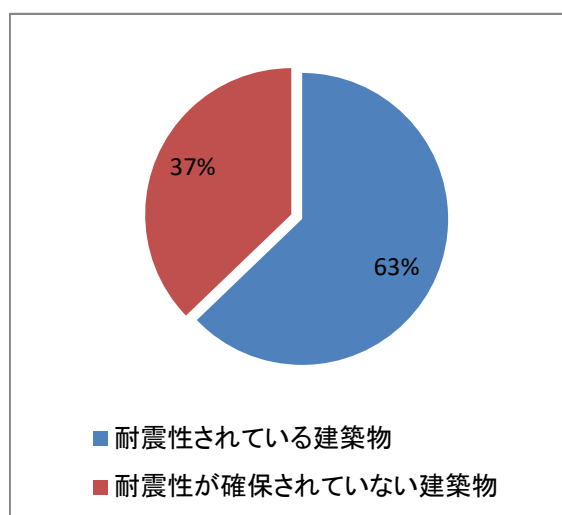


図 2-2

住宅の耐震化の現状（H30 年度）



参考：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

表 2-2 のとおり、町内の住宅総数は 9,410 戸である。新基準建築物は 5,580 戸、耐震性が確保されていた建築物は 330 戸^{注 1}のため、町内の耐震化されている住宅は 5,910 戸（63%）である。

注 1：平成 30 年住宅・土地統計調査 住宅の構造等に関する集計 表番号 171-4

（2）特定建築物の耐震化の現状

耐促法第 6 条に定める特定建築物（以下「特定建築物」という。）の用途、規模の要件は、表 2-3 のとおりである。

表 2-3 特定建築物一覧

号	NO	用 途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所	階数2以上かつ 500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	
2号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路に接する建築物	全ての建築物

- 「1号特定建築物」・・・学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等多数の者が利用する特定建築物。
- 「2号特定建築物」・・・危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物。
- 「3号特定建築物」・・・地震によって倒壊した場合において、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物。

上記の特定建築物の町内の現状は、表2-4のとおりである。

表2-4 特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

耐震化の現状 特定建築物の種類		全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震改修実施		耐震化されている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
					済み D	を満たす E		
1号	防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	66	31	35	20	11	62	94%
	不特定多数の者が利用する建築物 (集会場、店舗、ホテル等)	8	8	0	0	0	8	100%
	特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所、工場等)	14	11	3	1	0	12	86%
	小計	88	50	38	21	11	82	93%
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に 供する建築物	4	2	2	0	0	2	50%
3号	地震によって倒壊した場合において 道路の通行を妨げ、多数の者の円滑 な避難を困難とする建築物	32	17	15	0	1	18	56%
合計		124	69	55	21	12	102	82%

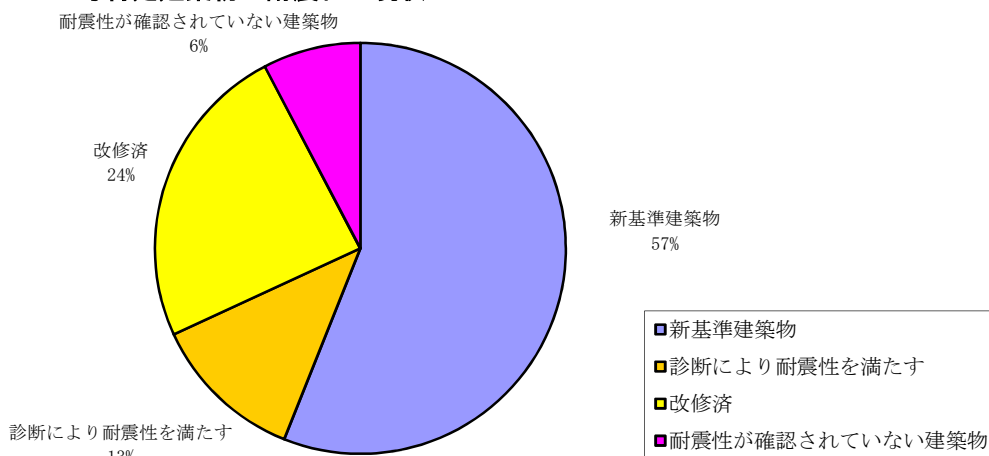
※令和3年3月末現在

1号特定建築物については、「新基準建築物」が50棟(57%)、「旧基準建築物」38棟のうち、「耐震改修実施済みなもの」が21棟(24%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が11棟(13%)ですので、「耐震化されている建築物」は82棟となり、町内の1号特定建築物総数88棟のうち93%が耐震化されている。

2号特定建築物については、「新基準建築物」が2棟(50%)、「旧基準建築物」2棟のうち、「耐震改修実施済みなもの」が0棟(0%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が0棟(0%)であることから、「耐震化されている建築物」は2棟となり、町内の2号特定建築物総数2棟のうち50%が耐震化されている。

3号特定建築物については、「新基準建築物」が17棟(53%)、「旧基準建築物」15棟のうち、「耐震改修実施済みなもの」が0棟(0%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が1棟(3%)であることから、「耐震化されている建築物」は18棟となり、町内の3号特定建築物総数32棟のうち56%が耐震化されている。

図2-2 1号特定建築物の耐震化の現状



※令和3年3月末現在

2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した兵庫県南部地震では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成16年の新潟県中越地震においても人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

町民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進していく。

これまでの養老町の取り組み

養老町では毎年地区を指定しての防災訓練を行っており、平成16年3月には家庭用防災マニュアル、平成17年3月には洪水ハザードマップを、平成20年3月に地震ハザードマップを作成、全戸配布し、防災に対する知識の普及・啓発に努めている。旧基準建築物に該当する木造住宅について、耐震診断に対する補助を平成14年度から、耐震補強に対する補助を平成17年度から実施している。平成18年度からは耐震診断に対する補助について全ての建築物を対象とし、耐震補強に対する補助も木造以外の建築物も対象となるよう拡大した。

また、令和元年度よりブロック塀などの安全を確保するための補助を創設した。

県の耐震改修促進計画（抜粋）

建築物の耐震化の目標（第3期計画）

「令和7年 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%」を達成するため、平成30年から令和7年までの間に、住宅については約93千戸、多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）については約460棟の耐震化が必要である。

国の基本方針（抜粋）

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会【国土交通省】

同研究会とりまとめ（令和2年5月）より抜粋

住宅の耐震化率の目標
 現在設定されている目標を5年間スライドさせて設定（令和7年95%、令和12年耐震性を有しない住宅のおおむね解消）することとしてはどうか。

国の基本方針及び、県の耐震改修促進計画を踏まえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を半減させるために、これまで行ってきた建築物の耐震化に関する取り組み継続し、町内の建築物の耐震化率を、国・県の目標である耐震化率95%に近づきよう取り組む。

また、耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

3 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標

災害時に庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、警察は応急活動拠点、学校は避難収容拠点として、多くの公共施設が被災後の応急対策活動の拠点として活用される。公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能の確保だけでなく、防災拠点としての迅速な対応につながり大変重要である。

また、東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、役場庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所について、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となり、震災への対応能力が喪失したケースもあることから、これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設・防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所にあつては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進める。

（1）町有施設における耐震化

ア 耐震化の現状

養老町内の公共施設における特定建築物（以下「公共特定建築物」と表記。）の耐震化の現状は、表2-5のとおりである。

表2-5 公共特定建築物の耐震化の現状

（単位：棟）

耐震化の現状 公共特定建築物の種類	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震化の現状		耐震化さ れている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
				耐震改 修実施 済みD	耐震性 を満た す E		
防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	62	28	34	23	11	62	100%
特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所等)	1	0	1	1	0	1	100%
計	63	28	35	24	11	63	100%

※令和3年3月末現在

公共特定建築物については、

- ・「新基準建築物」が 28 棟（44.4%）
- ・「旧基準建築物」35 棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が 24 棟（38.0%）
- ・「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が 11 棟（17.5%）

であることから、「耐震化されている建築物」は 63 棟となり、公共特定建築物にあつては、100%が耐震化されている。

イ 耐震化の目標

町所有の特定建築物については、平成 29 年の耐震改修工事により、すべて耐震化されている。その他の公共施設についても町民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果、耐震性が不十分なものについては今後の施設整備予定（改修、使用中止など）の公表に取り組む。

施設所有者として「町民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があるため、耐震診断の結果「耐震性が不十分」とされた建築物について効果的な耐震化を進め、また、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、特に、役場庁舎等の防災上重要な建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物等の緊急度の高い施設から計画的な耐震化を進め、財政事情等を十分考慮しつつ、耐震化完了を目指す。

（2）その他（民間）、防災拠点施設等における耐震化

病院や社会福祉施設などの建築物、不特定多数が利用する建築物については、耐震化の早期完了を目指すように促す。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 耐震化の課題

建築物の耐震化を促進するためには、次のような課題（耐震化を阻害する要因）に対して、適切な施策を実施していく必要がある。

建築物の耐震化を促進するための課題

- ・ 建築物の耐震化を支援する補助制度を知らない。
- ・ 補強工事にお金がかかる。また、補強の効果が信用できない。
- ・ 自分の家・建物は大丈夫だと思っている。（地震は来ないと思っている。）
- ・ 誰に頼んでいいかわからない。
- ・ 改修工事にはトラブルが多いと聞いている。
- ・ 改修に伴い、増改築を行う場合、現行基準に適合させることが要求される。
- ・ 大規模な建物では、関係者の調整が複雑。
- ・ 家族構成や生活形態などを理由に、耐震補強に踏み切れない。

2 役割分担の考え方

これまで、町では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、町民、事業者、町及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び、行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

町民、事業者、県及び町が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

（1）町民・事業者の役割

- ・ 町民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。
- ・ 町民及び事業者は、所有する特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

（2）地域の役割

- ・ 自治会や自主防災組織などの活動の中で、建築物の地震に対する安全性の向上について、啓発知識の普及に努める。

（3）町の役割

- ・ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。
特に、普及啓発重点地区の設定や地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効的な普及啓発に努める。
- ・ 建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- ・ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通またはあっせん、資料の提供などの措置を講ずるよう努める。

3 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施など、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきが減少し、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されることなどから、耐震化を促進するための優遇措置として、建築物が個人財産であることや町の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ることを目的とし、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとする。

(1) 重点的に耐震化を図る地域

町は、南海トラフ地震対策推進地域に指定されている。また、養老-桑名-四日市断層帯があり内陸直下型地震においても多くの被害が想定されていることから、町内全域を、耐震化を図る重点地域とする。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模地震時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連結する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っている。

このため、岐阜県地域防災計画に定められた第1次から3次までの緊急輸送道路のうち町内に存する道路を、耐促法第5条第3項第3号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難

とすることを防止するための道路」として指定する。

(3) 重点的に耐震化を図る建築物

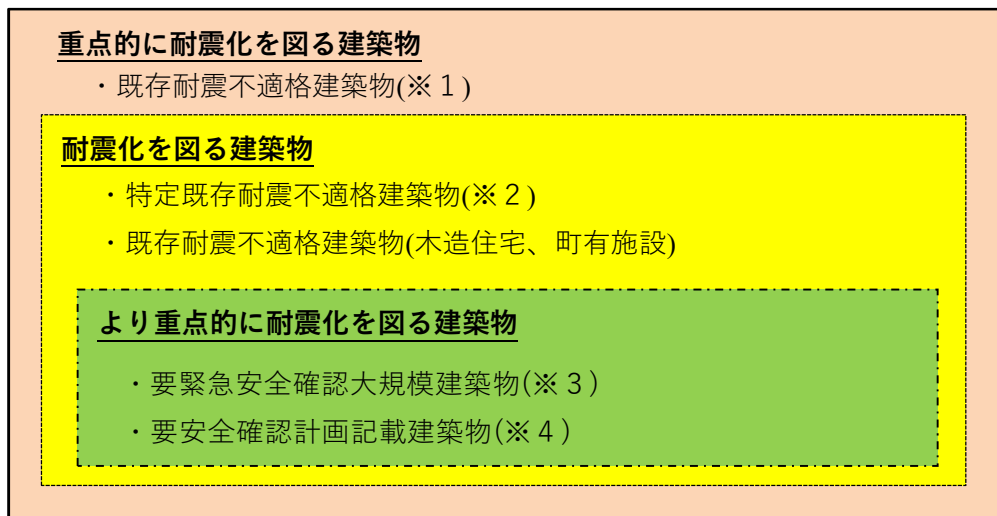
1号特定建築物については、多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については、危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、すべての特定建築物及び、過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、上記に該当しない町有建築物についても、町民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

(4) より重点的に耐震化を図る建築物

耐促法附則第3条の要緊急安全確認大規模建築物、耐促法第7条の要安全確認計画記載建築物については、地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、また耐促法に基づき耐震診断が義務づけられていることから「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

図3-1 重点的に耐震化を図る建築物分類



※1 既存耐震不適格建築物 : 住宅や小規模建築物を含む耐震関係規定に適合しないすべての建築物。

※2 特定既存耐震不適格建築物 : 学校、病院、ホテル・旅館等多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの、及び倒壊した場合に接する道路を閉塞するおそれがある建築物など。

※3 要緊急安全確認大規模建築物 : 学校、病院、ホテル・旅館等多数の者が利用する大規模な建築物で耐促法により耐震診断が義務付けられたもの。

※4 要安全確認計画記載建築物 : 防災拠点及び倒壊した場合に接する道路を閉塞するおそれのある建築物で耐震診断が義務付けるものとして地方公共団体が指定したもの。

※2～※4の規模要件等詳細については下記の表3-1参照

表 3 - 1

用 途	特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ 1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
ホテル、旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、保育所	階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 750㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			
通行障害建築物	県及び市町村の耐震促進計画で指定する緊急輸送道路等の道路に接する通行障害既存不適格建築物	左に同じ	要安全確認計画記載建築物 法第5条第3項第2号及び同法第6条第3項第1号に定める道路に接する通行障害既存不適合建築物
公益上必要な建築物 (防災拠点建築物)			法第5条第3項第1号に定める建築物

(注) 要安全確認計画記載建築物のうち、通行障害既存耐震不適格建築物については未指定(H28.3時点)

5 「命」を守るための多様な取組みの推進

木造住宅の耐震化では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

しかしながら、旧基準木造住宅所有者の中には、その家族構成や生活形態あるいは経済的理由など、様々な理由により耐震化を実施できない者もおり、これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけではなく人命を守るという視点から、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強を推進することも重要である。

また、町民の多様な価値観やライフスタイルなどに対応し、町民の命を守る視点から、耐震シェルターなど、簡易補強以外の建築物に関する新たな防災手法についても検討を進める。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施など、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

(1) 養老町建築物等耐震化促進事業

ア 養老町建築物等耐震化促進事業の概要

旧基準建築物の耐震診断・耐震改修工事に対して県と協同して補助を実施しており、その経緯は以下のとおりである。

今後も住宅・建築物の耐震化を促進するため、町が行う耐震診断・耐震改修工事に対する補助事業に県と協同して支援を行う。

《 耐震診断 》

平成14年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成18年度からは全ての建築物に補助対象を拡充した。

平成20年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成26年度からは要緊急安全確認大規模建築物に対する補助を大幅に拡充している。また、平成30年度から要安全確認計画記載建築物の補助を拡充した。

《 耐震補強設計 》

平成30年度から特定建築物を対象とした耐震補強設計を創設した。

《 耐震改修工事 》

平成16年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成18年度からは特定建築物及び分譲マンションに補助対象を拡充した。

平成21年度からは一定の要件に該当する木造住宅について、簡易補強工事を補助対象とし、平成25年度からは当該要件を撤廃した。

平成31年度からはブロック塀等を補助対象とした。

イ 養老町建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表4のとおりである。

表4 耐震化に係る補助の状況

(単位：件)

補助事業の種類	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
木造住宅耐震診断補助事業	1	3	1	10	4	3	19	20	11	35
木造住宅耐震補強工事費補助	—	—	—	3	0	0	1	0	0	2
建築物耐震診断事業費補助	—	—	—	—	0	0	0	1	0	2
建築物耐震診断事業費補助 (防災拠点建築物)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建築物耐震補強設計事業補助 (防災拠点建築物)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ブロック塀等安全確保事業補助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

補助事業の種類	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	計
木造住宅耐震診断補助事業	16	13	5	4	14	13	0	3	4	179
木造住宅耐震補強工事費補助	2	4	0	1	0	0	1	0	0	14
建築物耐震診断事業費補助	1	3	0	0	0	3	1	0	0	10
建築物耐震診断事業費補助 (防災拠点建築物)	—	—	—	—	—	0	1	0	0	1
建築物耐震補強設計事業補助 (防災拠点建築物)	—	—	—	—	—	—	0	0	1	1
ブロック塀等安全確保事業補助	—	—	—	—	—	—	—	2	3	5

※ 「—」は事業を未実施

ウ 町民要望に対する的確な対応

東日本大震災以降、町民の地震対策への関心は高まってきたが、ここ数年は耐震診断等の件数が減少傾向にあるため、更なる啓発を行うと共に、耐震診断や耐震改修等の耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金については、町民の要望に対して不足とならないよう的確な対応に努める。

エ 補助事業の活用促進を図るための取り組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性及び、県・町の財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しを行う。

(2) 自治会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなを守る」という共助の考え方が重要である。自治会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や、耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携など幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、町はこのような地域の取り組みを支援する施策を講じる。

2 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

(1) 相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う町窓口において閲覧できることとしており、さらに、相談士の制度について無料相談会等で周知を図る。

イ 建築相談窓口

町民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、「建築相談窓口」を設置し、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、町民からの相談に応じる。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として町民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、町民の相談に積極的に応じる。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

町や関係団体が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県からの専門家の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

エ 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進する。

(2) 情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

町は、町民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について町民への普及・啓発に取り組んできた。今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新やリフォームなどの機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であることから、それらとあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ 各種広報媒体を活用した周知

町広報紙、自治会回覧板、インターネットを活用し、広く町民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。

ウ 耐震化に係る説明会の開催

自治会単位等で開催される説明会、講習会等へ県からの講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行う。

エ 耐震啓発ローラー作戦の実施

木造住宅の耐震診断費用の無料化（平成20年度から）、補強工事への支援の要件緩和等、より活用しやすい補助制度とするための見直しを行ったが耐震化促進事業の活用実績は十分とはいえない。

このため、主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細やかな普及啓発を行う。

オ 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予測されている南海トラフ地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、町においては旧基準建築物の密集地や被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路沿道、地震発生確率や地盤特性など、地域の特性を考慮した普及啓発重点地区の選定を行う。

カ 防災教育との連携

建築物の耐震化の重要性について幅広い世代へ周知を行うため、教育部局と連携を図り、学校における防災教育の一環としての耐震化に関する指導・助言を実施する。

キ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、町民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効である。

このようなマップを活用することで、地震対策の推進に寄与することから、地震による揺れやすさのわかる地震ハザードマップを作成・公表し、防災に対する知識の普及・啓発を図る。

ク 耐震化済建築物の表示制度の導入

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できる。

耐震改修済みである旨の表示制度の導入を図り、耐促法第22条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付することができることとされており、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるように留意しつつ、表示制度の普及を図る。

また、公共建築物について建築物の地震に対する安全性に係る認定及び当該認定を受けている旨の表示に係る制度を積極的に活用する。

3 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。

このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備等の機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実等について、施設所有者に対し普及啓発を行う。

(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策

東日本大震災では、地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くあった。養老町では、平成 27 年度において県による大規模盛土造成地調査(一次スクリーニング)が行われ、その結果については、平成 27 年度～30 年度に県ホームページ等で公表をされた。今後は、対象地域について箇所別の危険性の確認(二次スクリーニング)の実施に向けて県と連携しながら検討を行う。

液状化現象が引き起こす宅地被害については、国レベルでの技術検討を注視しつつ、当面は発生予測データである「液状化危険度調査(注)」を活用し、きめ細やかな周知を行う。

また、がけ近接地、液状化の恐れのある地域や盛土造成地等における宅地被害への備えとして、擁壁や法面、敷地排水施設の点検、生活物資の備蓄、宅地防災工事の実施などの事前対策の周知を行う。

(注) 液状化危険度調査とは

県では南海トラフの巨大地震等の被害想定調査を実施し、揺れによる被害のほか、液状化危険度調査も実施し、県内すべての地域の地盤データに基づき液状化危険度(PL 値)を公表している。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。そのため、所管行政庁である県と十分連絡調整を行い、連携を図りながら指導や対策を進めていく。

第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

1 計画の推進体制

県、所管行政庁、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換等による連携を行い、建築物の耐震化を推進する。